

寿クリーンセンターごみ焼却施設の維持管理に関する記録（令和6年度）

○一般廃棄物の種類及び搬入量

(単位:t)

ごみ種類	年度計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
燃やすごみ	20015.49	2376.46	2525.83	1946.91	2153.75	2183.42	2113.18	2529.60	2202.10	1984.24			
汚泥	44.30	6.01	6.08	6.05	3.14	5.51	5.70	2.86	2.96	5.99			
リサイクルプラザ処理後の可燃分	55.67	6.30	7.56	6.16	7.72	8.33	6.72	6.93	5.95				
し渣	36.52	15.20	3.52	2.13	3.46	2.22	1.98	1.15	3.54	3.32			
バイオ残渣	2254.33	242.53	237.00	245.61	280.29	322.15	252.92	266.56	176.40	230.87			
搬入量合計	22406.31	2646.50	2779.99	2206.86	2448.36	2521.63	2380.50	2807.10	2390.95	2224.42	0.00	0.00	0.00

※ 汚泥は、し尿処理施設及び農業集落排水施設からの汚泥

【1号炉】

○処分した一般廃棄物の数量

(単位:t)

項目	年度計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月別焼却量	11,943.94	1471.56	1226.87	1370.39	1162.90	653.56	1413.72	1469.27	1565.35	1610.32			

※ 可燃ごみには、汚泥及びリサイクルプラザの選別処理後の可燃分を含む

○燃焼管理に関する事項

項目	単位	規制基準	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
測定位置		—	別紙のとおり											
①燃焼室ガス温度	℃	800以上	914	919	918	912	914	916	918	919	915			
②集塵機入口温度	℃	200以下	175	180	181	177	180	177	176	175	174			
③一酸化炭素濃度	ppm	100以下	7	5	4	1	0	2	4	5	4			

※ 燃焼管理の基準は、廃棄物処理法施行規則第4条の5『一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準』による ※ 燃焼管理の測定結果は、連続記録計の平均値

○堆積したばいじんの除去

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
冷却設備												
排ガス処理設備	堆積したばいじんは、焼却施設の稼働時は自動で除去されます。											

○排ガス測定結果

項目	単位	規制基準	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取位置		—	別紙のとおり											
採取日		—		5/15		7/11		9/6			12/5			
測定結果取得日		—		5/31		7/31		9/24			12/20			
④ばい煙測定	硫黄酸化物	mN/h	14.5以下	<0.034		<0.027		<0.033			<0.034			
	ばいじん	g/mN	0.15以下					<0.04						
	塩化水素	mg/mN	700以下		17.0		6.7				14.0			
	窒素酸化物	ppm	250以下		94		87		82		81			
採取位置		—	別紙のとおり											
採取日		—					7/11							
測定結果取得日		—					8/26							
④ダイオキシン類測定	ng-TEQ/mN	5以下					0.00035							

【2号炉】

○処分した一般廃棄物の数量

(単位:t)

項目	年度計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月別焼却量	10,352.54	1163.18	1149.41	1362.33	1498.99	1563.12	1518.34	1542.44	61.72	493.01			

※ 可燃ごみには、汚泥及びリサイクルプラザの選別処理後の可燃分を含む

○燃焼管理に関する事項

項目	単位	規制基準	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
測定位置		—	別紙のとおり											
①燃焼室ガス温度	℃	800以上	910	925	921	918	916	918	923	921	924			
②集塵機入口温度	℃	200以下	176	183	176	178	178	175	177	179	179			
③一酸化炭素濃度	ppm	100以下	2	2	2	1	0	2	2	4	1			

※ 燃焼管理の基準は、廃棄物処理法施行規則第4条の5『一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準』による ※ 燃焼管理の測定結果は、連続記録計の平均値

○堆積したばいじんの除去

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
冷却設備												
排ガス処理設備	堆積したばいじんは、焼却施設の稼働時は自動で除去されます。											

○排ガス測定結果

項目	単位	規制基準	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取位置		—	別紙のとおり											
採取日		—		5/15		7/12		9/5						
測定結果取得日		—		5/31		7/31		9/24						
④ばい煙測定	硫黄酸化物	mN/h	14.5以下	<0.027		<0.021		<0.027			<0.024			
	ばいじん	g/mN	0.15以下					<0.04						
	塩化水素	mg/mN	700以下		22.0		3.5		10.0					
	窒素酸化物	ppm	250以下		97		85		87					
採取位置		—	別紙のとおり											
採取日		—					7/12							
測定結果取得日		—					8/26							
④ダイオキシン類測定	ng-TEQ/mN	5以下					0.00082							